

# 北上川上流地域森林計画（案）の概要

（計画期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間）

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概要

#### (1) 位置、地形

本計画区は、県の内陸部のほぼ中央に位置し、東は北上高地、西は奥羽山脈で秋田県と接し、その中間に北上川流域の平坦地を有する2市4町を包括する地域である。

#### 【北上川上流森林計画区の行政区域】

単位 面積：ha

行政区域		区域面積
管轄県行政機関	市町村	
盛岡広域振興局	盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町	234,451

資料：平成30年 全国都道府県市区町村別面積調

#### (2) 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の15%にあたる23万4,451haで、その内訳は、森林70%（民有林62%、国有林38%）、水田8%、畑6%、宅地4%である。

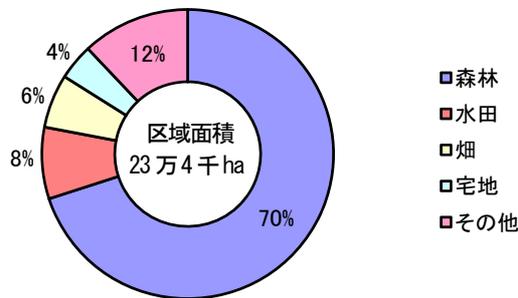


図-1 本計画区における土地利用の現況

#### (3) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万2千haで、本県民有林全体の13%、蓄積は2,302万m<sup>3</sup>で、本県民有林全体の12%を占めている。

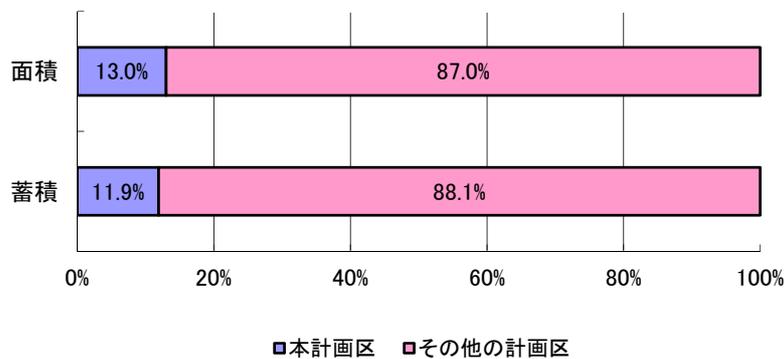


図-2 県全体における本計画区の割合（面積・蓄積）

針葉樹、広葉樹別の割合は、立木地面積9万7千haのうち針葉樹51%、広葉樹49%、蓄積2,302万3千m<sup>3</sup>のうち針葉樹71%、広葉樹29%となっており、面積、蓄積共に針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の44%で県全体の42%を上回っている。

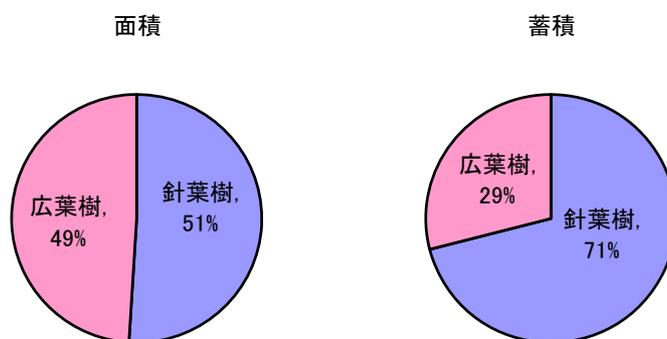


図-3 本計画区における針葉樹と広葉樹の割合（面積・蓄積）

## 2 前計画の実行結果の概要

本計画区の前計画（平成28年度～令和7年度）における前半5か年分（平成28年度～令和2年度）の主な計画の実行結果については以下のとおり。

項目	単位	計 画	実 行	実行率 (%)	
伐採立木材積	千m <sup>3</sup>	995	808	81	
主伐	千m <sup>3</sup>	592	548	93	
間伐	千m <sup>3</sup>	403	259	64	
造林面積	ha	2,725	4,977	183	
人工造林	ha	1,150	1,185	103	
天然更新	ha	1,575	3,792	241	
間伐面積	ha	6,820	4,370	64	
林道	開設延長	m	3,000	-	-
	拡張延長	m	30	43	143
保安林	指定面積	ha	740	145	20
	解除面積	ha	22	21	95
治山事業施行地区数	地区	11	8	73	

## 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、平成28年5月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び平成30年10月に閣議決定された全国森林計画に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

### (1) 計画策定の基本方針

#### ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、最近の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。

## イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等の森林整備を実施するとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

## ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

## エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。

また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。

## オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	101,627	
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	48,022
	滝 沢 市	5,552
	雫 石 町	17,332
	岩 手 町	21,576
	紫 波 町	8,530
	矢 巾 町	615

### 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の主な機能と、各機能に応じた森林の望ましい姿は以下のとおり。

機 能 の 区 分	森 林 の 望 ま し い 姿
水 源 涵 養 機 能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山 地 災 害 防 止 機 能 ／ 土 壌 保 全 機 能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林

機能の区分	森林の望ましい姿
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

### 3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本県における森林の機能区分は、「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとし、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図るものとする。

なお、国が例示する公益的機能別施業森林等との関連は次の表のとおり。

#### 【公益的機能別施業森林等の施業の方法に関する指針】

県の区分	国の区分	森林施業の方法
生態系保全森林 （悠久の森）	保健文化機能 維持増進森林	①択伐による複層林施業を推進すべき森林 ②複層林施業を推進すべき森林 ③長伐期施業を推進すべき森林
生活環境保全森林 （ふれあいの森）	快適環境形成 機能維持増進 森林	※ 主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。
県土水源保全森林 （ほぜんの森）	山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。
	水源涵養機能 維持増進森林	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。
資源循環利用森林 （循環の森）	木材等生産機能 維持増進森林	木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

#### 4 計画量の概要

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針広混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：1,000 m<sup>3</sup>

区 分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前 期 (R3-R7)	430	160	590	400
後 期 (R8-R12)	440	160	600	460
計 (R3-R12)	870	320	1,190	860

##### (2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。

また、間伐については、搬出間伐の定着を図る。

単位 面積：ha

区 分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前 期 (R3-R7)	1,390	1,450	2,840	6,820
後 期 (R8-R12)	1,680	1,480	3,160	7,750
計 (R3-R12)	3,070	2,930	6,000	14,570

##### (3) 林道の開設及び拡張

林道の開設又は拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区 分	開 設		拡 張	
	路線数	延 長	路線数	延 長
前 期 (R3-R7)	3	5,500	2	4,680
後 期 (R8-R12)	24	30,500	2	5,430
計 (R3-R12)	27	36,000	4	10,110

#### (4) 保安林の指定又は解除

保安林の指定については、保安林配備の現状を踏まえ、水源涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に保安林を指定する。

単位 面積：ha

区分	指定面積	解除面積	期末面積
前期 (R3-R7)	2,690	10	30,288
後期 (R8-R12)	2,692	12	32,968
計 (R3-R12)	5,382	22	-

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

#### (5) 治山事業

治山事業の施行地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区分	保安林整備	山地治山	地すべり	計
前期 (R3-R7)	2	6	1	9
後期 (R8-R12)	-	6	-	6
計 (R3-R12)	2	12	1	15